

ふじみ第2デイサービスセンター 利用料金

介護予防通所介護相当サービスの場合(1ヶ月あたり)										食材料費 (保険外の負担額)		合 計 1ヶ月に4回、または8回利用した場合	
介護度	基本料金 (送迎代・入浴代含)①	サービス提供体制 強化加算Ⅰ②	運動器機能向 上 訓練加算③	科学的介護 推進体制加算④	栄養アセスメント 加算⑤	栄養改善加算⑥	介護職員処遇改 善加算Ⅰ⑦(注 1)	介護職員特定処 遇改善加算Ⅰ⑧ (注1)	介護職員等ベース アップ等支援加算 ⑨(注1)	地域区分7級地⑩	680円/日	4,997円(1,672+88+225+40+50+122+25+23+32+680×4日) 9,740円(3,428+176+225+40+50+231+47+43+60+680×8日) 4,997円(1,672+88+225+40+50+122+25+23+32+680×4日) 9,740円(3,428+176+225+40+50+231+47+43+60+680×8日)	
事業対象者(週1回)	1,672円/月	88円/月	225/月	40/月	50円/月	200円/月	122円/月	25円	23円	32円/月			
事業対象者(週2回)	3,428円/月	176円/月					231円/月	47円	43円	60円/月			
要支援1(週1回)	1,672円/月	88円/月					122円/月	25円	23円	32円/月			
要支援2(週2回)	3,428円/月	176円/月					231円/月	47円	43円	60円/月			

通所介護 6時間以上～7時間未満の場合(1日あたり)										【帰りの送迎15:40から】		食材料費 (介護保険外の 負担額)⑭	合 計 (入浴を実施した場合) ⑬+⑭		
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算Ⅰ ③	個別機能訓練 加算Ⅰ口④	個別機能訓練 加算Ⅱ⑤	科学的介護 推進体制加算⑥	栄養アセスメント 加算⑦	栄養改善加算⑧	介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑨ (注2)	介護職員特定 処遇改善加算Ⅰ⑩ (注2)	介護職員等ベース アップ等支援加算 ⑪(注2)			地域区分7級地⑫ (注2)	介護保険内の 負担額の合計⑬ (①+②+③+④+⑤+ ⑥+⑦または⑧+ ⑨+⑩+⑪+⑫)
要介護1	581円	55円または 40円	22円	85円	20円/月	40円/月	50円/月	200円/月	49円	10円	9円	13円	919円	680円	1,599円
要介護2	686円								56円	11円	10円	15円	1,035円		1,715円
要介護3	792円								62円	13円	12円	16円	1,152円		1,832円
要介護4	897円								68円	14円	13円	18円	1,267円		1,947円
要介護5	1,003円								74円	15円	14円	19円	1,382円		2,062円

・入浴加算は40円で計算しています。

7時間以上～8時間未満の場合(1日あたり)										【帰りの送迎16:40から】		食材料費 (介護保険外の 負担額)⑭	合 計 (入浴を実施した場合) ⑬+⑭		
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算Ⅰ ③	個別機能訓練 加算Ⅰ口④	個別機能訓練 加算Ⅱ⑤	科学的介護 推進体制加算⑥	栄養アセスメント 加算⑦	栄養改善加算⑧	介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑨ (注2)	介護職員特定 処遇改善加算Ⅰ⑩ (注2)	介護職員等ベース アップ等支援加算 ⑪(注2)			地域区分7級地⑫ (注2)	介護保険内の 負担額の合計⑬
要介護1	655円	55円または 40円	22円	85円	20円/月	40円/月	50円/月	200円/月	54円	11円	10円	14円	1,001円	680円	1,681円
要介護2	773円								61円	12円	11円	16円	1,130円		1,810円
要介護3	896円								68円	14円	13円	18円	1,266円		1,946円
要介護4	1,018円								75円	15円	14円	20円	1,399円		2,079円
要介護5	1,142円								83円	17円	15円	22円	1,536円		2,216円

・入浴加算は40円で計算しています。

注1 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算及び地域区分7級地の金額は、基本料金や加算の変更等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑦は、1カ月の総額[(①+②+③+④+⑤または⑥)]×(59/1000)で算定されます。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑧は、1カ月の総額[(①+②+③+④+⑤または⑥)]×(12/1000)で算定されます。要件を満たせない場合は、介護職員特定処遇改善加算Ⅱ(1カ月の総額×10/1000)を算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算は、1カ月の総額[(①+②+③+④+⑤または⑥)]×(11/1000)で算定されます。※処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に用いる事が要件。

地域区分7級地⑩は、1カ月の総額[(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)]×(14/1000)で算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑦は、1カ月の総額[(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥]×(59/1000)で算定されます。

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ⑧は、1カ月の総額[(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥]×(10/1000)で算定されます。要件を満たした場合は、介護職員特定処遇改善加算Ⅰ(1カ月の総額×12/1000)を算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算は、1カ月の総額[(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥]×(11/1000)で算定されます。※処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に用いる事が要件。

地域区分7級地⑫は、1カ月の総額[(①+②+③+④)]×利用日数+⑤+⑥+⑦または⑧+⑨+⑩+⑪]×(14/1000)で算定されます。

◎その他の加算

★運動器機能向上訓練加算(225円/月)・機能訓練指導員等が運動器向上計画に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。(但し、通所介護は除きます。)

★入浴加算Ⅰ:利用者の入浴を行った場合。Ⅱ:医師などが利用者の居宅を訪問し浴室における動作及び環境を評価し入浴計画を作成した後、入浴を行った場合

★中重度者ケア体制加算:45円/日 中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指定通所介護を行った場合デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。

★科学的介護推進体制加算(40円/月)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用した場合

★個別機能訓練加算Ⅰイ(56円/日)・個別機能訓練加算Ⅰロ(85円/日)機能訓練指導員等が個別訓練計画書に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

★個別機能訓練加算Ⅱ:(20円/月)Ⅰに加え、個別機能訓練計画などの内容をデータ提出し、フィードバックを受けた場合

★生活機能向上連携加算:通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをする場合

★ADL維持等加算(Ⅰ):(30円/月)・ADL維持等加算(Ⅱ):60円/月一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超え、そのADLのデータ提出しフィードバック情報を活用した場合

★認知症加算:60円/日、看護職員と介護職員の配置を従前より十分に行い、更に認知症介護指導者研修等の修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が20%以上の場合(日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定します)

★若年性認知症利用者受入加算:(60円/日)若年性認知症利用者へサービスを提供した場合※ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

★口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ):(20円/日)①利用開始及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認し、ケアマネジャーに情報を提供した場合②Ⅱ栄養状態Ⅱ①・②いずれも適合すること

★口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ):(5円/日)Ⅰの①又は②に適合した場合

★栄養改善加算:(3月以内に限り200円/月2回まで)低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に、管理栄養士が低栄養状態の改善等を目的に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。

★栄養アセスメント加算:(50円/月)管理栄養士を1名配置し利用者ごとに栄養アセスメントを実施、利用者または家族へのその結果を説明し、栄養状態などの情報をデータ提出しフィードバック情報を活用した場合

★口腔機能向上加算Ⅰ:(3月以内に限り150円/月2回まで)口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に、看護職員等が口腔機能の向上を目的に個別に口腔清掃の指導若しくは実施をした場合、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をした場合

★口腔機能向上加算Ⅱ:(3月以内に限り160円/月2回まで)Ⅰの要件に加え、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画などの情報をデータ提出し、フィードバック情報を活用した場合

★事業所が送迎を行わない場合:基本料金から片道の場合47円を差し引きます。(原則として利用表に計画されている場合に限りです。但し、予防の方は除きます。)

★感染症又は災害の発生を理由とする介護報酬による評価:感染症や災害の影響により利用延人数が減少した場合に基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例があります。

上記の、認知症加算・中重度者ケア体制加算、算定要件を満たしてからの算定となります。但し、予防の方は除きます。

中重度者ケア体制加算、生活機能向上連携加算、ADL維持加算Ⅰ・Ⅱ、認知症加算、若年性認知症利用者受入加算、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ、につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。